





事業系 ごみと資源物の分け方

注意！

- ・排出者責任により、一般廃棄物と産業廃棄物は適正に区別して処分してください
- ・町内の家庭ごみ集積場には出せません。
- ・可能な限り再生業者に依頼してリサイクルしてください。

●一般廃棄物（清掃センターに搬入できるもの）

許可事業者に収集を依頼するか、自ら施設に搬入してください。

品目	品目の例	分別のポイント
可燃	使用済のティッシュペーパー、リサイクルできない紙、草、落ち葉	・分別を徹底し、可能な限りリサイクルしてください。
 生ごみ Recycle	・従業員の方の飲食物、食品残渣 ・食堂、弁当販売等からの食品残渣	・可能な限りリサイクルしてください。 ・食料品製造業などの特定事業活動にともなう場合は、産業廃棄物です。
 紙類 Recycle	紙ごみ、新聞、雑誌、書籍、ダンボール	・可能な限りリサイクルしてください。
 古布 Recycle	不要になった作業服、制服、デコレーション用布など	・建設業や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生した場合は産業廃棄物です。
ペットボトル 容器包装プラスチック	従業員の方の飲食容器 ※従業員の飲食用に限りごみ処理施設に搬入できます。	・可能な限りリサイクルしてください。 ・従業員の飲食用以外に出たものは産業廃棄物として処理してください。
 缶 ビン Recycle	従業員の方の飲食容器 ※従業員の飲食用に限りごみ処理施設に搬入できます。	・可能な限りリサイクルしてください。 ・従業員の飲食用以外に出たものは産業廃棄物として処理してください。 ・清掃センターに搬入する場合は「不燃性一般廃棄物搬入届出書」を記入してください。
電池 ※清掃センターへ直接搬入のみ	少量の場合	・清掃センターへ直接搬入のみ受入可能です。それ以外は、産業廃棄物として処理してください。 ・清掃センターで「不燃性一般廃棄物搬入届出書」を記入してください。
木くず	長さ 1.5m、太さ 20cmまで ※1 事業所 1 日 4 t 車 2 台まで	・建設業や木製品の製造業など特定の事業活動に伴い発生した貨物流通用木製パレット等は産業廃棄物です。

リサイクル化に関するお問い合わせ先

- ・古紙、古布・鉄類 ⇒ 土浦資源事業協同組合 住所：土浦市城北 14-8（事務所） 電話：029-824-5506
- ・生ごみ ⇒ 日立セメント(株)神立資源リサイクルセンター 住所：土浦市東中貫町 6-8 電話：029-832-3300

※そのほか、収集事業者にご相談ください

●産業廃棄物（清掃センターに搬入できないもの）

産業廃棄物収集運搬業者に依頼して処分するか、産業廃棄物処分業者に自ら搬入してください。

品目	品目の例	分別のポイント
廃プラスチック	プラスチック製品（発泡スチロール、容器包装プラスチック、ビニールなど）タイヤ、農業用ビニール など	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の飲食用以外で出たプラスチック製品は産業廃棄物です。 ・従業員の飲食用のペットボトル、容器包装プラスチックはごみ処理施設へ搬入できます。 ・容器包装プラスチックはリサイクルできます。できる限りリサイクルしてください。
金属くず	商品の入っていた缶、金具、ハサミや刃物類、スプレー缶 など	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の飲食用の缶に限りごみ処理施設へ搬入できます。 ・できる限りリサイクルしてください。
ガラス 陶器くず コンクリートくず	飲食用のビン、コップなどのガラス類、茶碗等の陶磁器、鉢植え、ブロック、LED 電球、蛍光管 など	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の飲食用のビンに限りごみ処理施設へ搬入できます。 <p><u>使用済みの水銀含有製品（蛍光灯、水銀ランプ、体温計など）の排出については、故意に割らないで、これらを取り扱うことのできる収集運搬業者、処理業者に委託してください。</u></p>
廃油	食用油、機械油	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じた廃油は産業廃棄物に該当します。
電池 バッテリー	乾電池、ボタン電池、バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴って生じた電池、バッテリーは産業廃棄物に該当します。
木くず（一般廃棄物以外のもの）	貨物流通用木製パレット など	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業や木製品の製造業など特定事業活動に伴い発生したものは産業廃棄物です。
古布（一般廃棄物以外のもの）		<ul style="list-style-type: none"> ・建設業や繊維工業など特定の事業活動に伴い発生したものは産業廃棄物です。

●その他

材質により一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

品目	品目の例	分別のポイント
その他	オフィスの机、イス、ロッカー、棚等、家電製品 など	<ul style="list-style-type: none"> ・材質により一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます 産業廃棄物 →金属、プラスチック、ガラス等 一般廃棄物 →木製品 ・テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは、法律によりリサイクルが定められていますので、適正処理をお願いします。

お問い合わせ先

- ・土浦市清掃センター 住所：土浦市中村西根1811-1 電話：029-841-3427
- ・新治広域環境クリーンセンター 住所：かすみがうら市上佐谷31-1 電話：0299-59-4649
- ・土浦市環境衛生課 住所：土浦市大和町9-1 電話：029-826-1111（内線2445）